平成２２年（フ）第１７８４号
さいたま市見沼区大字深作109番地
破産者　株式会社ケージーツーワン
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１９５号
東京都渋谷区桜丘町15番８号
破産者　株式会社シグマ出版
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７１９６号
埼玉県春日部市南４丁目17―１―202
破産者　高橋　　満
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１４号
東京都八王子市元横山町２丁目10番６号
破産者　株式会社栄都建設
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６１５号
東京都八王子市元横山町２丁目10番６号
破産者　山崎　孝夫
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５８５号
東京都昭島市拝島町４丁目15番６―205号
破産者　木下　　清
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６９２２号
大阪市東住吉区西今川４丁目23番12号アラカルトビル
破産者　株式会社アラカルト
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２３２号
大阪府東大阪市友井５丁目１番13―303号
破産者　株式会社妙案堂
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１８３号
大阪市西区阿波座１丁目15番16号
破産者　有限会社アスティモーダ
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１０２号
大阪府東大阪市高井田本通２丁目６番31号
破産者　有限会社Ｎ．Ｋ
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３８１号
大阪府箕面市西小路１丁目８番11号
破産者　株式会社誠心社
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６１１号
大阪府高槻市南平台１丁目２番２号
破産者　有限会社ベストハウジング
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６９２号
大阪市西区江戸堀１丁目23番19号グランビルド江戸堀404号
破産者　有限会社エリア
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７５５号
大阪市大正区北恩加島１丁目７番９号
破産者　株式会社ユニオン機設
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２０５号
大阪府富田林市錦織中２丁目13番12号、商業登記簿上の本店所在地大阪府富田林市若松町西１丁目1841番地１
破産者　株式会社グローバル
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８８号
鹿児島県霧島市隼人町見次1011番地１
破産者　有限会社岩重衣料品店
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２２０号
鹿児島県姶良市加治木町小山田1531番地、開始決定時の住所鹿児島県姶良郡加治木町小山田1531番地
破産者　有限会社上村機設工業
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第７１０号
東京都八王子市楢原町459番地５
破産者　鈴木昌二郎
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６１０号
東京都立川市曙町２丁目27番11号
破産者　株式会社サンコーシステム
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６７７号
東京都青梅市河辺町９丁目２番地の９ホームズＫＡＧＡ203
破産者　丸山　智弘
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３１７９号
横浜市旭区善部町22番地
破産者　株式会社小磯興業
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２１７号
横浜市瀬谷区五貫目町10番地40マークスプリングス・メゾンＡ324号
破産者　有限会社ＭＡＹＯ
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部